

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2016年（平成28年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼松が岡四丁目6697番22地先		4.5	17.9
	920号線	鵜沼松が岡四丁目6697番1地先			
2	鵜沼	本鵜沼四丁目3388番3地先		4.6	14.1
	921号線	本鵜沼四丁目3390番地先			
3	辻堂	辻堂元町四丁目5602番18地先		4.0 ～ 6.0	287.9
	650号線	辻堂元町四丁目5564番8地先			
4	藤沢	大鋸三丁目108番5地先		6.5 ～ 7.5	60.5
	756号線	大鋸三丁目107番7地先			
5	明治	羽鳥一丁目1340番1地先		9.0	163.3
	500号線	羽鳥一丁目157番1地先			
6	明治	羽鳥一丁目153番地先		9.0	265.3
	501号線	羽鳥一丁目157番1地先			
7	明治	羽鳥五丁目744番19地先		4.5 ～ 4.9	31.4
	502号線	羽鳥五丁目744番15地先			

8	善行	善行六丁目 3 3 2 2 番 2 地先	4.5	63.2
	6 1 6 号線	善行六丁目 3 3 2 2 番 4 2 地先		
9	六会	亀井野字西谷 9 8 2 番 5 1 地先	4.2	27.4
	8 8 2 号線	亀井野字西谷 9 8 2 番 9 地先		
10	六会	西俣野字北窪河内 1 6 9 番 2 地先	4.0 ～ 4.5	123.0
	8 8 3 号線	西俣野字北窪 1 2 1 番 6 地先		
11	長後	高倉字上原 9 0 8 番 1 地先	4.5	33.6
	9 0 9 号線	高倉字上原 9 0 9 番地先		

提案理由

鶺沼 9 2 0 号線ほか 1 0 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又

- は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
 - 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。